

令和4年度 下関市地域公共交通会議（第3回）  
議事録（概要版）

令和5年1月13日（金）13：30～

下関市南部町1-1 下関市役所 西棟5階 大会議室

1 開 会

- ・出席人数と会議成立の報告

2 会長挨拶

3 議 事

- (1) 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について（資料\_1）

事務局（交通対策課）：

本市では、下関市が運行主体となり、菊川町、豊田町、豊北町において、いわゆるコミュニティバスである「下関市生活バス」を運行し、その事業に対して、国の補助金を受けております。

全部で13系統を運行しておりますが、この内、補助対象となる、豊田地域4系統、菊川地域7系統中3系統の、計7系統について「地域内フィーダー系統確保維持計画」に位置付け、計画に沿った運行を行ってまいりました。

令和4年度の各地域の事業評価について、各地域総合支所の交通担当者よりご説明させていただきます。

事務局（豊田総合支所地域政策課）：

豊田地域におきましては、空路子線、一の俣線、今出線、一の瀬線の4路線を運行しております。

事業実施の適切性につきましては、4路線とも計画通り事業は適切に実施されております。

目標及び効果の達成状況につきましては、4路線の目標利用者数2,350人に対して、実績は2,497人となっており、目標達成率は106.3%となっております。ここ数年、新型コロナウイルス感染症のまん延により外出の自粛等が続き、利用者数が減少しておりましたが、高齢者の交通事故の報道等の影響もあり、利用者が増加したものと思われまます。

実施した利用促進策といたしまして、医療機関等への時刻表掲示、制度周知のチラシを作成し、運行区域の自治会へ回覧などを行いました。また昨年度から稼働いたしました、豊田自治会連合会アプリへの投稿も行いました。

今後の取り組みといたしまして、利用者の皆様に安心して利用していただけるように、引き続き感染症対策を行い、自治会へのチラシ回覧やイベント時の意識啓発活動を行うことにより、新規利用者の獲得につながるよう、広報活動をより充実させていきたいと思っております。また、利用者などからの意見を聴取し、利用しやすい生活バスの運行について引き続き検討を行いたいと考えております。

#### **事務局（菊川総合支所地域政策課）：**

菊川地区の路線数は全部で7路線あり、樅ノ木・保木線（予約バス）、内日・田部循環線、久野線の3路線が事業対象の路線となっております。

「③事業評価結果の反映状況」についてですが、自治会を通じたのチラシ及び時刻表の配布等により、新たな利用者の確保に努めました。また、コロナ対策として、定期的な車両内部の消毒・換気等を実施しております。

「④事業実施の適切性」について、計画通り事業は適切に実施しております。

「⑤目標・効果達成状況」について、目標利用者数を5,610人としておりましたが、令和4年度の実績は3,420人であり、目標達成率は61%と、目標を達成できませんでした。なお、令和4年1月から開始しました貨客混載事業については、本事業の対象外ですので、貨物運送の個数はこの数字に含まれておりません。

目標を達成できなかった主な要因といたしましては、通学利用及び児童クラブへ通うための小学生の減少等、定期的な利用者が減少したことが考えられます。

「⑥事業の今後の改善点」について、自治会へのチラシ配布、イベント時の意識啓発活動を行い、さらなる利用促進を図ります。また、地域のニーズ等を踏まえたダイヤ改正等、利用者の意見を聴取し、改善できることからやっていき、サービス向上も含め、利用しやすい運行について委託業者とも協議しながら検討して参ります。

#### **委員A：**

計画通り運行されているということが確認でき、また、目標と効果達成状況につきましても、菊川地区はまだ目標達成率につきましてもそこまで行かれてないということでしたが、チラシの配布等しっかりと続けていただきながら、新しい利用者の獲得等にご尽力いただけたらと思います。

**委員 B :**

去年の新聞記事で「定額タクシー解禁へ、高齢者の移動手段確保」について出ています。国土交通省が区域内で定額タクシー乗り放題を解禁していく方向で行くというものです。

今後、特に旧 4 町の交通弱者に対するこのような対策というのは、生活バスと定額タクシーのミックスで考えた方が良いと思う。

お年寄りには定額タクシーが一番良い。家まで迎えに来て、病院に行って、病院が終わったら家に帰れるのが良い。バスだと、バス停まで歩いて行き、病院が終わって帰ろうとしてもバスの時間まで間がある。

国が定額タクシーをやるという方針を出しているので、今後（下関市でも）こういったものを考えてもらえると良いと思う。

**事務局（交通対策課） :**

定額タクシーにつきましては国から情報等頂いております。

定額での範囲内の運行は、事業者様の問題等もございます。

本市といたしましても、今後、事業者の方と、どのようなことが可能なのか、検討して参りたいと思います。

**会長 :**

豊田町は順調に数字がクリア出来ているようですので、一人が利用をやめるとガラリと数字が変わるということがあるかもしれませんが、より利用が伸びるよう、色々のご検討いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

令和 4 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費 国庫補助金）に関する事業評価につきまして、ご承認ということでよろしいでしょうか。拍手をもってご承認ください。

<委員拍手>

**4 報 告**

**(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会への移行について（資料\_2）**

**事務局（交通対策課） :**

現在、下関市では、地域公共交通に関する協議の場として、本会議である「下

関市地域公共交通会議」がございますが、これを「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会へ移行したいと考えております。

現在、自家用有償旅客運送である市生活バスでは、その運行に対する国の補助として、地域公共交通確保維持改善事業の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用しております。

令和2年の活性化再生法の改正に合わせ、補助制度の変更により、その補助対象者は、地方自治体ではなく「法定協議会」となり、このため「法定協議会」を通して交付されることになり「法定協議会」への移行が必要となりました。

本市では「下関市地域公共交通網形成計画（下関市総合交通戦略）」を策定し、この計画について、交通会議で進捗管理を行っているところです。今後、この網形成計画を変更する際は、活性化再生法に基づき、「地域公共交通計画」に変更することになります。

▶ 法定協議会の位置付け

「法定協議会」と「交通会議」の参加する関係者は、法律上では同じ構成メンバーになると考えており、「法定協議会」と「交通会議」を別々に設けるのではなく、「交通会議」を廃止し、両方の機能を併せ持つ「法定協議会」へ移行いたします。

また、既存の「交通会議」は予算を取り扱っておりません。今後、補助金を活用するにあたり、補助金の受領などが必要となりますので、「法定協議会」で予算を取り扱えるように事務処理方法などを変更する必要があります。

▶ 交通会議の名称変更

既存の「交通会議」の名称を「（仮）下関市地域公共交通協議会」に変更するように考えております。

▶ 法定協議会の設置

現在も活用しております、地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、今後の補助金を受ける予定に併せて、法定協議会へ移行したいと考えております。

▶ 各種規程の制定

現在、本会議の交通会議を運営しております「下関市地域公共交通会議設置要綱」を廃止し、新たに「法定協議会規約」を定めてまいります。これに併せて、事務局規程や財務規程など、各種規程を整備してまいります。

**委員 C :**

協議会に変わるということで、バス事業者、交通事業者が何か縛りを受けたり、影響はあるのでしょうか。

**事務局（交通対策課）：**

今審議して頂いているフィーダー系統確保維持費国庫補助金が、国から補助金を頂いて、今度新しくできる法定協議会に入るという形になります。交通事業者の方には、影響がないと思います。

**委員B：**

協議会になると言うことは分かったのですが、どういうことに問題があって、何が目的なんですか。

**事務局（交通対策課）：**

今までは、補助金を国から市に直接頂いていましたが、法定協議会を通す形に制度が変わるものです。その制度にあわせて法定協議会に変えてさせ頂きたいものでございます。

**委員B：**

それによって補助金の額が操作されるというか、自治体が受け取って、自治体が配分しているが、変わることによって、どんな所に影響が出るのか。

**山口運輸支局：**

公共交通の活性化再生法が令和2年に改正されまして、それに伴って補助金の要綱が改正されました。その中で、補助対象事業者が、法定協議会になると定められております。

補助金の考え方につきましては、変更はございません。

**会長：**

より広い視点で交通網の維持について議論するものとして、おそらく実際この会議が担ってきたものをそのまま引き継ぐのかと思いますので、ご参加して頂いている委員の皆様には引き続き議論いただくことになるかとは思いますが。

報告(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会への移行につきましては、以上といたします。

これにて令和4年度第3回下関市地域公共交通会議を終了いたします。

## 5 閉 会

事務局（交通対策課）：

次回の開催時期につきましては、先ほどご報告いたしました法定協議会への移行の予定がまだ未定でございますので、申し訳ございませんが、詳細が決まりしだい改めてお知らせさせていただきたいと思っております。